

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の分限に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 22 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第 2 条 企業長は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は前条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を越えない範囲内において、休養を要する程度に応じて企業長が定める。ただし、その期間が 3 年に満たない場合には、その休職を命じた日から引き続き 3 年を越えない限度において、これを更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに懲戒を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者に対しては、その休職の期間中別に条例で定めるもののほかいかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から発行する。